

「保守主義研究」(北岡博士)と 「比較政治制度」(野村教授)について

田 煙 忍

一、北岡勲「保守主義研究」

保守主義を解明する」とは、日本の学界の今日の課題である。このとき、北岡博士の「保守主義研究」が公けにされたことは、時宜を得たものと言ひ得よう。

北岡君は、イギリス政治思想史の研究家として、殊にトマス・グリーンの理想主義政治哲学の傾倒者として、また大著「イギリス政治哲学の生成と展開」等によりて、夙に学界に知られてゐる学究である。従つて同博士の学問的立場又は傾向が、イギリス流であつて、ドイツ流(ショータール等)でなく、またフランス流(メーストル、ボナール等)でもないことは、すでにしで、その「保守主義研究」の傾向の何たるかを語つてゐるものと言ふことができよう。

「保守主義研究」(北岡博士)と「比較政治制度」(野村教授)について

テニソンの「朽ちはてた枝を伐り払う人こそ眞の保守主義者である」と言う一句がこの著書の扉に選ばれていることに先ず意味を感じる。いたるところで、グリーンを強調されていることによつても我々は、其の保守主義の立場が、理想主義に深く基底しているものであることを知ることができる。かくして著者は、当然のことながら、「進歩的保守こそ眞の保守であると考えられる」と言ひ、「保守と反動との間には、必然的な結びつきはないのだ」と言ひ、また、保守主義はファンシズムを否定し、却つてそれは「改革」(evolution)を認めるものであると断じ、以て保守を反動から峻別している。更に、「保守主義者こそ眞の自由の擁護者である」と言ひ。また「むしろ保守主義を、憲法上の自由を擁護しつゝ生きたのだ」と喝破して、保守主義の生命が、「眞の自由」又は「積極的自由」にあることを説いてゐるのであるが、このことは、著者が、保守主義を権力主義や官僚主義から峻別していることを明らかに示すものである。言い換えれば、著者の保守主義への指向は、グリーンに共通しているバークの保守主義への指向にほかならないのである。しかし、著者の保守主義を決定しているところの基準は、結局はグリーンの指定した「公共善」である。つまり「公共善」に値するものが、「保守主義の本質である」と言ひのが著者の究極の立場であつて、「変化を嫌う人間性」とか、「現存の社

会秩序の維持」とかは、「あくまでも保守主義の概念にどまる」として、保守主義の本質と概念とを識別しようとしている。かくして、「保守主義は、「公共善」に照し合わせて社会の根本的なすぐれたものを保存することである」という断言的な一句が、この著書の結語になっているのである。

著者の保守主義は、このようにグリーンとともに、そうしてまたバークとともに倫理的である。「というのは、保守主義は、本質的には、社会の道徳的発達を促進する制度を維持するものであるからだ。従って、「公共善」に寄与しない制度、社会の道徳的発達を阻害する制度は、当然に改廃の対象とならなければならない。そしてそれこそ、保守主義の本質に沿うものである。確かに保守主義は、ひたむきに現存の社会秩序を維持することである。にもかかわらず、真正の保守主義は、「公共善」に寄与し得る現存の根元的な社会秩序を維持することでなければならぬ。すべてを維持しようとすれば、むしろ根元的なもののをも維持し得なくなる。……変化を黙認することが、社会の根本的な要素を保存するために必要である」として、明らかに革新と革新の立場を認めるのである。それは、イギリス的保守主義の伝統を遺憾なく把握して余さないものと言い得よう。

かくして我々は、イギリスの保守党や、スエーデンの保守党が、このような保守主義の伝統を有しているにもかかわらず、日本の自民党の「保守主義」が実は「真正の保守主義」ではなく、「公共善」と「自由」と「憲法」に反いている反動的保守主義であり、悪しき保守主義であり、結局は保守主義ではなくて、

反動主義以外の何物でもないことを教えられるのである。この意味で、反動と保守との混同されている我が国の現状に於て、本書はとくに価値高く有益であり、敬蒙的な役割をもつものである、と言うことができるであろう。

本書の体系は、「一、序節・二、保守主義の概念・三、保守主義の系譜・四、保守主義の本質・五、結語」より組み立てられているが、読者は、前示の如き保守主義に於ける著者の基本的な立場のみならず、いわゆる保守主義についての全貌を窺い知ることができる筈である。そして、「眞の保守主義」が存在するためには、すなわち保守主義が健全なる革新的要素をして反動に墮しないためには、革新主義の健在することが不可避免に必要だと言うことを痛感せしめられるであろう。

以上、私は単に本書の読後感を述べるにとどまつたが、或いは著者の真意を誤り伝えたのではないかを怖れる。若しそうであるならば、私は、著者の宥恕を乞わねばならない。さらによつた、私は、この書を契機に、保守主義の研究のみならず、イギリス政治思想史の研究に於ける其の大成を、学界のために、また同じ君のために祈念せざるを得ないのである（昭和三十五年二月二十日、弘文堂刊、定価一〇〇円）。

一、野村敬造「比較政治制度」

比較政治制度（又は比較憲法）の研究は、憲法学上頗る重要な問題をもつてゐる。困難だというのには、一つには、長い時代にまたがつて展開されている其の対象の多

岐複雜さのためである。すなわちそこには、必ず歴史的方法にしたがつて見てゆかねばならない側面があり、また現存する諸国家の制度を、どのように比較すべきかという問題意識との調和点を如何にきめるべきか、などといったメトドロギーのむつかしさもあるのである。いわば扱いにくいのである。比較憲法の類書がすくなく、その上良書がさらに乏しいのは、この辺に原因があると言つても過言ではなかろう。野村教授の新著「比較政治制度」は、まさに、この困難と勇敢に挑戦した一つの成果だと言うことができよう。

著者野村君は、憲法学者カール・フリードリッヒが、「比較政治制度の研究に際して、政治組織、自由の保障、選挙及び政党、世論の四つを支柱として論考すべきことを指摘した」のに示唆を得て、「政府組織、選挙制度、政党を大きな支柱として考察を行つたものである」と告白されている。先ず著者は、「序説」で、代表制の諸方式を取り上げることから出発して、「序章」では「民主主義思想の理論的源泉」と「代表民主革命」と「近代政治制度の基礎原理」について歴史的な考察をしてのちに、「一八世紀末以降の政治制度考察の方法」に論及している。

この方法論に於て、著者が、特に其の師のデュヴェルジェやビュルドー等を引用しつゝ、権力分立・権限分配を第一の指標とすることを述べてをり、また「憲法の条文そのものにより、政治制度を理解すべきでない」とするフランス流の比較政治制度的方法論をとり、「特に選挙方法と政党との関連に於て研究して行く」と言い、また「斯くして、権力分立を主たる指標

として、選挙方法と政党との関連の下に諸国の政治制度を考察した後に、改めて新たな指標により、政治制度を現実に対応して再分類する」としているのは、この著者としては自然であろう。しかし、社会主義諸国家の政治制度や選挙方法を比較することを不可能なりとして、全然問題にされないところには、其の比較政治制度の 方法論の問題点又は批判点がひそんでいる、と言えよう。それは、余りにも明白に、我々の眼前に展開されている政治制度についての未触の比較さるべき領域が、残されているからである。

「保守主義研究」（北岡博士）と「比較政治制度」（野村教授）について

一〇八

ることができるのであり、また将来に於ける其の研究の発展の方向を察知することができるのである。

最後に、この労作に対する感謝とともに、著者に対し、カル・フリードリッヒの示唆をさらに生かして、「自由」と「世論」にも関心をもつた、さらに大なる成果を挙げていただきたい、という希望を申し上げて擱筆することにしよう（昭和三十年一月二十五日、有信堂刊、定価六五〇円）。